

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

給与関係例規の改正について（通知）

下記の給与関係例規の改正について通知します。

記

1 教育委員会規則

- (1) 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
(埼玉県教育委員会規則第7号)
- (2) 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
(埼玉県教育委員会規則第8号)
- (3) 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則
(埼玉県教育委員会規則第9号)

2 教職員課通知

- (1) 「学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について
- (2) 「学校職員の住居手当の運用について」の一部改正について

3 人事委員会通知

「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について

4 規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則
(埼玉県規則第20号)

5 人事課通知

「職員の旅費に関する条例等の運用方法等について」の一部改正について

6 その他

- (1) 時間外勤務手当の手当額算定の基礎となる勤務1時間あたりの給与額の算定方法について

$$\frac{(\text{給料月額}^{\ast 1} + \text{給料月額}^{\ast 1} \times 8.3 / 100) \times 12 \text{月}}{(52 [\text{週}] \times 38.75^{\ast 2} [\text{時間}]) - (\text{年間の休日の日数}^{\ast 3} \times 7.75^{\ast 2} [\text{時間}])}$$

※1 給料表に掲げる額に1.01571を乗じた額（1円未満切り捨て）

※2 再任用短時間勤務職員・任期付短時間勤務職員については、
38.75時間 → 週当たり勤務時間、
7.75時間 → 週当たり勤務時間 ÷ 5
となります。

※3 令和3年度は、19日(147.25時間)となります。（令和2年度：139.5時間）

- (2) 令和３年度における交通用具使用者（併用者を含む。）に係る通勤手当の月額の算定方法について

2,000円＋（認定距離〔km・端数切捨〕－2km）×加算額※

※ 令和３年度は、**550円**となります。（令和２年度：590円）

- (3) 給与関係諸様式の押印の廃止について

全県で進められている押印廃止の動きに伴い、順次給与関係様式等の改正を行っておりますが、詳細については後日改めて通知いたしますので、それまでは従前の様式・方法で差し支えありません。

担当 給与制度担当
電話 048-830-6667

＜規則等の概要＞

施行期日はいずれも令和3年4月1日。

1 教育委員会規則

(1) 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

県立病院が地方独立行政法人化したことに伴い、期末手当及び勤勉手当の在職期間の通算規定等の整備を行うもの。

(2) 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

県立病院が地方独立行政法人化したことに伴い、住居手当の適用除外学校職員規定の整備を行うもの。

(3) 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

県立病院が地方独立行政法人化したことに伴い、期末手当に係る任期の通算規定の整備を行うもの。

2 教職員課通知

(1) 「学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う規定の整備によるもの。

(2) 「学校職員の住居手当の運用について」の一部改正について

学校職員の住居手当に関する規則の一部改正に伴う規定の整備によるもの。

3 人事委員会通知

「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について

地方公務員法の規定による懲戒処分を受けた者等について、それぞれ勤勉手当の成績率から減じる率を改めるもの。

4 規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

県立病院が地方独立行政法人化したことに伴い、期末手当に係る任期の通算規定の整備を行うもの。

5 人事課通知

「職員の旅費に関する条例等の運用方法等について」の一部改正について

ア 規則に定める諸様式の押印等に関する規定の改正

イ 旅行雑費の額に相当する額を日当として支給する旅行における、旅客取扱施設利用料等の取扱いの改正

ウ その他規定の整備

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第七号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和二十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中ニを削り、ホをニとし、くからチまでをホからトまでとし、同条第三号イ中「前号チ」を「前号ト」に改める。

第七条第一項第一号中「トまで」を「くまで」に改め、ハを削り、ニをへとし、ホからトまでをニからくまでとし、同項第二号イ中「前号ト」を「前号へ」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の第七条第一項第一号へに掲げる職員が学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の適用を受ける学校職員となった場合における令和三年六月の期末手当及び勤勉手当の支給については、なお従前の例による。

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

改正案

現行

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

第一条・第二条 (略)

第一条・第二条 (略)

第三条 条例第十二条の二第一項後段の埼玉県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める学校職員は、次の各号に掲げる学校職員とし、これらの学校職員には、期末手当を支給しない。

第三条 条例第十二条の二第一項後段の埼玉県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める学校職員は、次の各号に掲げる学校職員とし、これらの学校職員には、期末手当を支給しない。

- 一 (略)
- 二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（常勤の職員又は法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）その他埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるものに限る。）となつた者
- イハ (略)
- (削る。)

- 一 (略)
- 二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（常勤の職員又は法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）その他埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるものに限る。）となつた者
- イハ (略)
- ニ 病院職員（埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第八十八号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）

ニト (略)

ホリチ (略)

- 三 その退職に引き続き次に掲げる者（常勤の職員又は再任用短時間勤務職員、短時間勤務職員その他教育委員会の定める者に限る。）となつた者
- イ 行政執行法人の職員（前号トに掲げる者を除く。）のうち教育委員会が定めるもの
- ロニ (略)

- 三 その退職に引き続き次に掲げる者（常勤の職員又は再任用短時間勤務職員、短時間勤務職員その他教育委員会の定める者に限る。）となつた者
- イ 行政執行法人の職員（前号チに掲げる者を除く。）のうち教育委員会が定めるもの
- ロニ (略)

第四条～第六条 (略)

第四条～第六条 (略)

第七条 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間（非常勤の職員（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者、再任用短時間勤務職員並び

第七条 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間（非常勤の職員（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者、再任用短時間勤務職員並び

に短時間勤務職員を除く。)として在職した期間を除く。)を算入する。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次のイからハまでに掲げる者が条例の適用を受ける学校職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ・ロ (略)

(削る。)

ハ・ヘ (略)

二 基準日以前六箇月以内の期間において、次のイからニまでに掲げる者が引き続き条例の適用を受ける学校職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 行政執行法人の職員(前号へに掲げる者を除く。)のうち教育委員会
会の定めるもの

ロ・ニ (略)

2 (略)

第七条の二第十八条 (略)

別表第一く別表第三 (略)

に短時間勤務職員を除く。)として在職した期間を除く。)を算入する。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次のイからトまでに掲げる者が条例の適用を受ける学校職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ・ロ (略)

ハ 病院職員

ニ・ト (略)

二 基準日以前六箇月以内の期間において、次のイからニまでに掲げる者が引き続き条例の適用を受ける学校職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 行政執行法人の職員(前号トに掲げる者を除く。)のうち教育委員会
会の定めるもの

ロ・ニ (略)

2 (略)

第七条の二第十八条 (略)

別表第一く別表第三 (略)

規 則

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第八号

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号）

の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、埼玉県企業局公舎管理規程」を「又は埼玉県企業局公舎管理規程」に改め、「又は埼玉県病院局公舎管理規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十四号）第二条第一号の規定による公舎」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案

学校職員の住居手当に関する規則

第一条 (略)

(適用除外学校職員)

第二条 条例第九条の六第一項第一号の教育委員会規則で定める学校職員は、次の各号に掲げる学校職員とする。

- 一 埼玉県教職員住宅管理規則(昭和五十二年埼玉県教育委員会規則第七号)第二条第二号の規定による教職員住宅、埼玉県公舎管理規則(昭和五十年埼玉県規則第八号)第二条第一号の規定による公舎、埼玉県職員住宅管理規則(昭和五十年埼玉県規則第九号)第二条第二号の規定による職員住宅、埼玉県警察公舎管理規則(昭和五十年埼玉県規則第二十八号)第二条第一号の規定による公舎又は埼玉県企業局公舎管理規程(昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第四号)第一条の規定による公舎を貸与され、当該教職員住宅、当該公舎又は当該職員住宅に居住している学校職員

二・三 (略)

第三条(第十二条 (略))

現行

学校職員の住居手当に関する規則

第一条 (略)

(適用除外学校職員)

第二条 条例第九条の六第一項第一号の教育委員会規則で定める学校職員は、次の各号に掲げる学校職員とする。

- 一 埼玉県教職員住宅管理規則(昭和五十二年埼玉県教育委員会規則第七号)第二条第二号の規定による教職員住宅、埼玉県公舎管理規則(昭和五十年埼玉県規則第八号)第二条第一号の規定による公舎、埼玉県職員住宅管理規則(昭和五十年埼玉県規則第九号)第二条第二号の規定による職員住宅、埼玉県警察公舎管理規則(昭和五十年埼玉県規則第二十八号)第二条第一号の規定による公舎、埼玉県企業局公舎管理規程(昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第四号)第一条の規定による公舎又は埼玉県病院局公舎管理規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十四号)第二条第一号の規定による公舎を貸与され、当該教職員住宅、当該公舎又は当該職員住宅に居住している学校職員

二・三 (略)

第三条(第十二条 (略))

(傍線の部分は、改正部分)

規 則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第九号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の第六条第三項第四号に掲げる職員から引き続いて会計年度任用学校職員となった場合における当該職員の令和三年六月の期末手当の支給については、なお従前の例による。

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則 第一条～第五条 (略) (条例第三条第八項の教育委員会規則で定める者) 第六条 (略) 2 (略) 3 前項第二号の職員は、次に掲げる者(会計年度任用職員を除く。)とする。 一～三 (略) (削る) 四～六 (略) 第七条～第十二条 (略) 別表第一～別表第三 (略)	会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則 第一条～第五条 (略) (条例第三条第八項の教育委員会規則で定める者) 第六条 (略) 2 (略) 3 前項第二号の職員は、次に掲げる者(会計年度任用職員を除く。)とする。 一～三 (略) 四 <u>埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)</u>の適用を受ける職員 五～七 (略) 第七条～第十二条 (略) 別表第一～別表第三 (略)

教 職 第 1 6 8 6 号

令 和 3 年 3 月 3 0 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係各課（所・館）長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
（公印省略）

「学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正
について（通知）

「学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について」（昭和39年
3月16日付け39教学発第245号）の一部を下記のとおり改正し
たので、令和3年4月1日以降は、これによってください。

記

第5項中「規則第3条第2号へ」を「規則第3条第2号ホ」に改め、
第6項中「規則第3条第2号チ」を「規則第3条第2号ト」に改め、
第15項中「規則第7条第1項第1号ト」を「規則第7条第1項第1
号へ」に改める。

新旧対照表

○学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について（通知）

（下線部分は改正部分）

新	旧
1～4（略）	1～4（略）
5 <u>規則第3条第2号</u>ホの埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める職員は、技能職員の給与等に関する訓令（平成12年警察本部訓令第11号）の適用を受ける職員とする。 6 <u>規則第3条第2号</u>トの教育委員会の定めるものは、行政執行人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行人をいう。以下同じ。）のうち、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、条例の適用を受ける学校職員としての在職期間を当該行政執行人の職員としての在職期間に通算することとしている行政執行人の職員（次項の職員を除く。）とする。	5 <u>規則第3条第2号</u>への埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める職員は、技能職員の給与等に関する訓令（平成12年警察本部訓令第11号）の適用を受ける職員とする。 6 <u>規則第3条第2号</u>チの教育委員会の定めるものは、行政執行人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行人をいう。以下同じ。）のうち、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、条例の適用を受ける学校職員としての在職期間を当該行政執行人の職員としての在職期間に通算することとしている行政執行人の職員（次項の職員を除く。）とする。
7～14（略）	7～14（略）
15 <u>規則第7条第1項第1号</u>へ（規則第13条第1項において準用する場合を含む。）の教育委員会が定めるものは、行政執行人のうち、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、当該行政執行人の職員が条例の適用を受ける学校職員となつた場合に当該職員に対して期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）を支給しないこととしている行政執行人の職員（次項の職員を除く。）とする。	15 <u>規則第7条第1項第1号</u>ト（規則第13条第1項において準用する場合を含む。）の教育委員会が定めるものは、行政執行人のうち、期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、当該行政執行人の職員が条例の適用を受ける学校職員となつた場合に当該職員に対して期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）を支給しないこととしている行政執行人の職員（次項の職員を除く。）とする。
16～23（略）	16～23（略）
（別紙）（略）	（別紙）（略）
別紙第1・別紙第2（略）	別紙第1・別紙第2（略）

教 職 第 1 6 8 7 号
令 和 3 年 3 月 3 0 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各 県 立 学 校 長
関係各課（所・館）長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

「学校職員の住居手当の運用について」の一部改正について（通知）

「学校職員の住居手当の運用について」（昭和50年1月7日付け
教学二第437号）の一部を下記のとおり改正したので、令和3年4
月1日以降は、これによってください。

記

規則第2条関係第1項中「埼玉県住宅供給公社」の次に「及び地方
独立行政法人埼玉県立病院機構」を加える。

新旧対照表

○学校職員の住居手当の運用について（通知）

（下線部分は、改正部分）

新	旧
条例第9条の6関係（略） 規則第2条関係 1 第2号の「教育委員会が定めるもの」は、埼玉県住宅供給公社及び地方独立行政法人埼玉県立病院機構とする。 2 （略） 規則第4条関係～規則第11条関係（略） 別紙第1・別紙第2（略）	条例第9条の6関係（略） 規則第2条関係 1 第2号の「教育委員会が定めるもの」は、埼玉県住宅供給公社とする。 2 （略） 規則第4条関係～規則第11条関係（略） 別紙第1・別紙第2（略）

人 委 第 7 1 4 - 4 号
令 和 3 年 3 月 3 0 日

各任命権者 様

埼玉県人事委員会委員長

「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について(通知)

「勤勉手当の成績率の運用について」(平成14年3月29日付け人委第1199号)の一部を下記のとおり改正したので、令和3年4月1日以降は、これによってください。

記

第1項(2)イ中「100分の75」を「100分の80」に改め、同項(2)ロ中「100分の55」を「100分の60」に改め、同項(2)ハ及びニ中「100分の35」を「100分の40」に改める。

新旧対照表

○勤勉手当の成績率の運用について（通知）

（下線部分は、改正部分）

新	旧
基準日以前6箇月以内の期間において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分を受けた職員及び訓告その他の矯正措置を受けた職員の成績率は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる割合を基本として決定するものとする。 1 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 (1) (略) (2) 特定幹部職員 イ 停職の処分を受けた職員 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の80</u>を減じた割合 ロ 減給の処分を受けた職員（イに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の60</u>を減じた割合 ハ 戒告の処分を受けた職員（イ及びロに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の40</u>を減じた割合 ニ 訓告その他の矯正措置を受けた職員（イからハまでに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の40</u>未満を減じた割合 2 (略)	基準日以前6箇月以内の期間において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分を受けた職員及び訓告その他の矯正措置を受けた職員の成績率は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる割合を基本として決定するものとする。 1 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 (1) (略) (2) 特定幹部職員 イ 停職の処分を受けた職員 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の75</u>を減じた割合 ロ 減給の処分を受けた職員（イに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の55</u>を減じた割合 ハ 戒告の処分を受けた職員（イ及びロに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の35</u>を減じた割合 ニ 訓告その他の矯正措置を受けた職員（イからハまでに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の35</u>未満を減じた割合 2 (略)

規 則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第二十号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成三十一年埼玉県規則第三十二号）
の一部を次のように改正する。

第十条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の第十条第三項第四号に掲げる職員から引き続いて会計年度任用職員となった場合における当該職員の令和三年六月の期末手当の支給については、なお従前の例による。

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則		改正案	新旧対照表
		現	行
会計年度任用職員の報酬等に関する規則 第一条～第九条 (略) (条例第二条第八項及び条例第六条第四項の規則で定める者) 第十条 (略) 2 (略) 3 前項第二号の職員は、次に掲げる者(会計年度任用職員を除く。)とする。 一～三 (略) (削る) 四～六 (略) 第十一条～第十八条 (略)		会計年度任用職員の報酬等に関する規則 第一条～第九条 (略) (条例第二条第八項及び条例第六条第四項の規則で定める者) 第十条 (略) 2 (略) 3 前項第二号の職員は、次に掲げる者(会計年度任用職員を除く。)とする。 一～三 (略) 四 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)の適用を受ける職員 五～七 (略) 第十一条～第十八条 (略)	

(傍線部分は改正部分)

人 第 1 3 7 4 号
令和 3 年 3 月 3 1 日

本庁各課（所）長 }
各地域機関の長 } 様

人 事 課 長

「職員の旅費に関する条例等の運用方法について」の一部改正について（通知）

職員の旅費に関する条例等の運用方法について（平成10年3月27日付け人第1361号）の一部を下記のとおり改正したので、令和3年4月1日からこれによってください。

記

条例第7条関係（旅費の計算）5中「伝染病」を「感染症」に、8を次のように改める。
8 7の旅行に係る実費額には、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの）、国内線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの）（以下この項において「旅客取扱施設利用料等」という。）を含むものとする。また、旅行雑費の額に相当する額を日当として支給する旅行について、当該日当の額が旅客取扱施設利用料等に満たない場合は、その超える部分の金額に相当する額を支給することができる。

なお、地方公共団体が管理する空港における同様の料金についても同じ扱いとする。

条例第14条関係（鉄道賃）5（4）中「、病院事業管理者」を削る。

条例第15条関係（船賃）1中「第23条の2」を「第23条」に改める。

規則第4条及び規則第7条関係（旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式、旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式）1（3）中「記名押印又は押印する」を「記名をする」に改め、1（4）、2（1）、2（2）、6（1）、6（2）、7（1）及び7（2）中「記名押印」を「記名」に改め、「又は押印」を削る。

担 当：給与担当
内 線：2439

職員の旅費に関する条例等の運用方法について（通知）の一部改正に関する新旧対照表

改 正 後	改 正 前
条例第7条関係（旅費の計算） 1～4（略） 5 「公務上の必要」とは、用務の性質上通常の経路である鉄道によらず、特に貸切り自動車等を利用して旅行した場合等といい、「天災その他やむを得ない事情」とは、豪雨のため通常の経路である鉄道が不通になって迂回した場合、<u>感染症による交通遮断のため迂回した場合等</u>をいう。 なお、旅行中に負傷し、又は疾病にかかり医療施設が付近になかったため、迂回して旅行したような場合も、これに加えて差し支えないこと。 6（略） 7 旅行雑費の額に相当する額を日当として支給する旅行の場合を除き、旅行の出発地及び到着地から地図上の直線距離が100キロメートル以上である県外の地に旅行する場合の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃は、同一地域内における市町村役場（都道府県庁所在地においては都道府県庁）を目的地とみなして旅行した場合の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃により計算すること。 ただし、その鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃が、旅行に係る実費額に満たない場合で、その満たない額が、日当の2分の1に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額を支給することができる。 8 7の旅行に係る実費額には、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの）、国内線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの）（以下この項において「<u>旅客取扱施設利用料等</u>」という。）を含むものとする。また、旅行雑費の額に相当する額を日当として支給する旅行について、当該日当の額が旅客取扱施設利用料等に満たない場合は、その超える部分の金額に相当する額を支給することができる。 なお、地方公共団体が管理する空港における同様の料金についても同じ扱いとする。	条例第7条関係（旅費の計算） 1～4（略） 5 「公務上の必要」とは、用務の性質上通常の経路である鉄道によらず、特に貸切り自動車等を利用して旅行した場合等といい、「天災その他やむを得ない事情」とは、豪雨のため通常の経路である鉄道が不通になって迂回した場合、<u>伝染病による交通遮断のため迂回した場合等</u>をいう。 なお、旅行中に負傷し、又は疾病にかかり医療施設が付近になかったため、迂回して旅行したような場合も、これに加えて差し支えないこと。 6（略） 7 旅行雑費の額に相当する額を日当として支給する旅行の場合を除き、旅行の出発地及び到着地から地図上の直線距離が100キロメートル以上である県外の地に旅行する場合の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃は、同一地域内における市町村役場（都道府県庁所在地においては都道府県庁）を目的地とみなして旅行した場合の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃により計算すること。 ただし、その鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃が、旅行に係る実費額に満たない場合で、その満たない額が、日当の2分の1に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額を支給することができる。 8 7の旅行に係る実費額には、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項（同法附則第5条第1項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するもの）、国内線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）及び旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの）を含むものとする。 なお、地方公共団体が管理する空港における同様の料金についても同じ扱いとする。

改 正		改 正	
後	前	後	前
条例第14条関係（鉄道賃） 1～4（略） 5 特別車両料金 (1)～(3)（略） (4) 県議会議員、知事、副知事、公営企業管理者、常勤の監査委員、教育委員会教育長、行政委員会委員及び監査委員等」という。）に随行する旅行で公務上の必要その他の任命権者が特に必要と認めたものについては、第3項の規定により知事に協議がなされたものとみなす。 6（略）	条例第14条関係（鉄道賃） 1～4（略） 5 特別車両料金 (1)～(3)（略） (4) 県議会議員、知事、副知事、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、常勤の監査委員、教育委員会教育長、行政委員会委員（以下「県議会議員等」という。）に随行する旅行で公務上の必要その他の任命権者が特に必要と認めたものについては、第3項の規定により知事に協議がなされたものとみなす。 6（略）	条例第15条関係（船賃） 1 「船賃」とは、海上運送法（昭和20年法律第187号）第8条（同法第23条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて、旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可を受けて定める運賃又は料金をいうこと。 2～5（略）	条例第15条関係（船賃） 1 「船賃」とは、海上運送法（昭和20年法律第187号）第8条（同法第23条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づいて、旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者がそれぞれ国土交通大臣の認可を受けて定める運賃又は料金をいうこと。 2～5（略）
規則第4条及び規則第7条関係（旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式、旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式） 1 旅行命令簿（別表第1） (1)～(2)（略） (3) 旅行命令簿の変更（取消しを含む。）の場合は、変更後の旅行命令等の備考欄に旅行命令等の変更の事実、理由を記載又は記録し、変更を要するもの旅行命令等の備考欄にもその旨を記載又は記録すること。 また、必要に応じ、変更を要する旅行命令等に当該変更する内容を記載又は記録し、また備考欄等に旅行命令等の変更の事実、変更前の旅行命令等の内容、変更の理由及び変更年月日を記載又は記録するとともに、旅行命令権者が確認の上、備考欄に記名をすること。	規則第4条及び規則第7条関係（旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式、旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式） 1 旅行命令簿（別表第1） (1)～(2)（略） (3) 旅行命令等の変更（取消しを含む。）の場合は、変更後の旅行命令等の備考欄に旅行命令等の変更の事実、理由を記載又は記録し、変更を要するもの旅行命令等の備考欄にもその旨を記載又は記録すること。 また、必要に応じ、変更を要する旅行命令等に当該変更する内容を記載又は記録し、また備考欄等に旅行命令等の変更の事実、変更前の旅行命令等の内容、変更の理由及び変更年月日を記載又は記録するとともに、旅行命令権者が確認の上、備考欄に記名押印又は押印すること。	規則第4条及び規則第7条関係（旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式、旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式） 1 旅行命令簿（別表第1） (1)～(2)（略） (3) 旅行命令等の変更（取消しを含む。）の場合は、変更後の旅行命令等の備考欄に旅行命令等の変更の事実、理由を記載又は記録し、変更を要するもの旅行命令等の備考欄にもその旨を記載又は記録すること。 また、必要に応じ、変更を要する旅行命令等に当該変更する内容を記載又は記録し、また備考欄等に旅行命令等の変更の事実、変更前の旅行命令等の内容、変更の理由及び変更年月日を記載又は記録するとともに、旅行命令権者が確認の上、備考欄に記名押印又は押印すること。	規則第4条及び規則第7条関係（旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式、旅費請求書の種類、記載事項又は記録事項及び様式） 1 旅行命令簿（別表第1） (1)～(2)（略） (3) 旅行命令等の変更（取消しを含む。）の場合は、変更後の旅行命令等の備考欄に旅行命令等の変更の事実、理由を記載又は記録し、変更を要するもの旅行命令等の備考欄にもその旨を記載又は記録すること。 また、必要に応じ、変更を要する旅行命令等に当該変更する内容を記載又は記録し、また備考欄等に旅行命令等の変更の事実、変更前の旅行命令等の内容、変更の理由及び変更年月日を記載又は記録するとともに、旅行命令権者が確認の上、備考欄に記名押印又は押印すること。

改 正 後	改 正 前
(4) 「旅行命令権者」の欄は、旅行命令等にあたって、旅行命令権者が<u>記名</u>をすること。 また、旅行命令等を行う者の職名を適宜記載又は記録して使用すること。 (5)～(13) (略)	(4) 「旅行命令権者」の欄は、旅行命令等にあたって、旅行命令権者が<u>記名押印</u>又は<u>押印</u>をすること。 また、旅行命令等を行う者の職名を適宜記載又は記録して使用すること。 (5)～(13) (略)
2 普通旅費請求書 (別表第2) (1) 「旅行命令権者承認」欄は、旅行命令権者が、旅費の請求内容と旅行命令等とを確認の上、<u>記名</u>をすること。 (2) 「氏名」の欄には、請求にあたって、旅行者が<u>記名</u>をすること。 (3)～(8) (略) 3～5 (略)	2 普通旅費請求書 (別表第2) (1) 「旅行命令権者承認」欄は、旅行命令権者が、旅費の請求内容と旅行命令等とを確認の上、<u>記名押印</u>又は<u>押印</u>をすること。 (2) 「氏名」の欄には、請求にあたって、旅行者が<u>記名押印</u>をすること。 (3)～(8) (略) 3～5 (略)
6 概算旅費請求書 (別表第8) (1) 「旅行命令権者」欄は、旅行命令権者が、旅費の請求内容と旅行命令等とを確認の上、<u>記名</u>をすること。 (2) 氏名の欄には、請求にあたって、旅行者が<u>記名</u>をすること。	6 概算旅費請求書 (別表第8) (1) 「旅行命令権者」欄は、旅行命令権者が、旅費の請求内容と旅行命令等とを確認の上、<u>記名押印</u>又は<u>押印</u>をすること。 (2) 氏名の欄には、請求にあたって、旅行者が<u>記名押印</u>をすること。
7 概算旅費精算書 (別表第9) (1) 「旅行命令権者」欄は、旅行命令権者が、旅費の精算内容と旅行命令等及び概算払いに係る旅費の内容とを確認の上、<u>記名</u>をすること。 (2) 氏名の欄には、請求にあたって、旅行者が<u>記名</u>をすること。 8 (略)	7 概算旅費精算書 (別表第9) (1) 「旅行命令権者」欄は、旅行命令権者が、旅費の精算内容と旅行命令等及び概算払いに係る旅費の内容とを確認の上、<u>記名押印</u>又は<u>押印</u>をすること。 (2) 氏名の欄には、請求にあたって、旅行者が<u>記名押印</u>をすること。 8 (略)